

## 成蹊大学給付奨学金（緊急給付）・成蹊大学大学院奨学金（緊急給付）募集要項

### 1. 制度概要

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の減少等により家計が急変したために、修学の意欲がありながら学業の継続が困難である学部生・大学院生に対し、奨学金の緊急給付を行う。

### 2. 給付金額・給付時期・採用予定人数

- (1) 給付額： 10万円
- (2) 採用予定人数： 学部生・大学院生あわせて約50名  
※応募者多数の場合、成績による選考が入る可能性があります。
- (3) 給付時期： 2022年1月下旬

### 3. 申請資格

以下(1)～(4)のすべてに該当する者

<生計維持者について>

主たる生計維持者…原則父母のうち、世帯の中で生活費を主に負担している方

生計維持者…父母がいる場合は原則として父母、母子家庭・父子家庭の場合は父母のいずれか

- (1) 成蹊大学の学部または大学院に在学する学生（成蹊大学私費外国人留学生授業料減免に関する規則による授業料等納付金減免の減免を受けた者を除く）
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家計急変者に係る納付金減免に採用になっていないこと(2021年10月実施分)
- (3) 以下、ア. イ. ウ. エ. オ. カのいずれかに該当し、それを書面にて証明できること。複数の要件に合致する場合はどれか一つの要件に絞って申請してください。（いずれかの要件に合致すれば採否には関わりません）なお、給与所得者においては給与支払額（給与収入）を、その他所得については所得金額を基準に合致するかの金額として用います。
  - ア. 主たる生計維持者において、令和2年の所得が令和元年の所得と比較して3割以上減少していること
  - イ. 主たる生計維持者において、令和3年の所得見込み（令和3年1月～11月所得のひと月あたり平均を12倍するなどして算出）が、令和元年または令和2年の所得と比較して3割以上減少していること
  - ウ. 生計維持者の収入を合算した世帯年収において、令和2年の所得が令和元年の所得と比較して3割以上減少していること
  - エ. 生計維持者の収入を合算した世帯年収において、令和3年の所得見込み（令和3年1月～11月所得のひと月あたり平均を12倍するなどして算出）が令和元年または令和2年の所得と比較して3割以上減少していること
  - オ. 学生本人のアルバイト収入において、令和2年の所得が令和元年の所得と比較して5割以上減少していること
  - カ. 学生本人のアルバイト収入において、令和3年の所得見込み（令和3年1月～11月所得のひと月あたり平均を12倍するなどして算出）が令和元年または令和2年の所得と比較して5割以上減少していること
- (4) 主たる生計維持者の令和2年の所得金額または令和3年の所得見込み額が、給与所得者の場合は841万円以下（源泉徴収票の支払金額）、給与所得者以外は355万円以下（確定申告書等の所得金額）、給与所得と給与所得以外の所得が両方ある場合は給与収入額とその他の所得の合算額が841万円かつ給与所得以外の所得が355万円以下であること

#### 4. 提出書類

##### <注意事項>

- ・提出書類は以下「5. 提出方法」のとおり、すべてネットからのアップロードとなります。
- ・確定申告書提出の場合：必ず税務署受付印(受信日時の印字でも可)のある第一表と第二表の控を添付してください。e-Tax で申請し、税務署受付印がない場合は、受信通知を併せて添付してください。
- ・源泉徴収票を証明書類として使用する場合、「中途就・退職」の欄に日付が入っているものは使用できません。その場合はその年の所得を証明する市区町村発行の課税証明書を提出してください。(令和 2 年分は令和 3 年度の課税証明書、令和元年分は令和 2 年度の課税証明書となります。)

(1) 「3. (3) ア.」または「3. (3) ウ.」に該当する方のみ

「3. (3) ア.」に該当する方：**主たる生計維持者**の書類を提出

「3. (3) ウ.」に該当する方：**生計維持者全員分**の書類を提出

以下、①及び②を全員提出すること。

|      |   |
|------|---|
| 全員提出 | ①令和 2 年分の確定申告書（第一表、第二表控・税務署受付後のもの）、又は源泉徴収票        |
|      | ※確定申告書（控）又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和 3 年度所得証明書でも可 |
|      | ②令和元年分の確定申告書（第一表、第二表控・税務署受付後のもの）、又は源泉徴収票          |
|      | ※確定申告書（控）又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和 2 年度所得証明書でも可 |

(2) 「3. (3) イ.」「3. (3) エ.」に該当する方のみ

「3. (3) イ.」に該当する方：**主たる生計維持者**の書類を提出

「3. (3) エ.」に該当する方：**生計維持者全員分**の書類を提出

①は全員提出。3 割以上収入が減少していることの比較対象となる②または③のいずれかを提出。

|        |  |
|--------|--|
| 全員提出   | ①令和 3 年分の収入に関する証明書<br>(給与所得者) 令和 3 年 1 月～11 月の給与明細書、雇用保険受給資格者証、退職証明書等<br>(給与所得者以外) 令和 3 年 1 月～11 月の事業帳簿 (各月の売上・経費・所得金額がわかるもの)、廃業証明書等 |
|        | ②令和 2 年分の確定申告書（第一表、第二表控・税務署受付後のもの）、又は源泉徴収票<br>※確定申告書（控）又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和 3 年度所得証明書でも可                                      |
| いずれか提出 | ③令和元年分の確定申告書（第一表、第二表控・税務署受付後のもの）、又は源泉徴収票<br>※確定申告書（控）又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和 2 年度所得証明書でも可  |

(3) 「3. (3) オ。」に該当する方のみ

以下、①②を全員提出、③または④のいずれかを提出すること。

|        |  |
|--------|--|
| 全員提出   | ①学生本人の令和2年分の源泉徴収票又は給与明細書<br>※源泉徴収票または給与明細書が提出できない場合は、区市町村発行の令和3年度所得証明書でも可<br>②学生本人の令和元年分の源泉徴収票又は給与明細書<br>※源泉徴収票または給与明細書が提出できない場合は、区市町村発行の令和2年度所得証明書でも可   |
| いずれか提出 | ③主たる生計維持者の令和2年分の確定申告書（第一表、第二表控・税務署受付後のもの）、又は源泉徴収票<br>※確定申告書（控）又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和3年度所得証明書でも可<br>④主たる生計維持者の令和3年分の収入に関する証明書<br>（給与所得者）令和3年1月～11月の給与明細書、雇用保険受給資格者証、退職証明書等<br>（給与所得者以外）令和3年1月～11月の事業帳簿（各月の売上・経費・所得金額がわかるもの）、廃業証明書等 |

(4) 「3. (3) カ。」に該当する方のみ

①は全員提出。5割以上収入が減少していることの比較対象となる②または③のいずれかと、④または⑤のいずれかを提出。

|        |  |
|--------|--|
| 全員提出   | ① 学生本人の令和3年1月～11月の給与明細書<br>※給与明細書が提出できない場合は、各月の給与振込が確認できる通帳でも可   |
| いずれか提出 | ② 学生本人の令和2年分の源泉徴収票又は給与明細書<br>※源泉徴収票または給与明細書が提出できない場合は、区市町村発行の令和3年度所得証明書でも可<br>③ 学生本人の令和元年分の源泉徴収票又は給与明細書<br>※源泉徴収票または給与明細書が提出できない場合は、区市町村発行の令和2年度所得証明書でも可   |
| いずれか提出 | ④主たる生計維持者の令和2年分の確定申告書（第一表、第二表控・税務署受付後のもの）、又は源泉徴収票<br>※確定申告書（控）又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和3年度所得証明書でも可<br>⑤主たる生計維持者の令和3年分の収入に関する証明書<br>（給与所得者）令和3年1月～11月の給与明細書、雇用保険受給資格者証、退職証明書等<br>（給与所得者以外）令和3年1月～11月の事業帳簿（各月の売上・経費・所得金額がわかるもの）、廃業証明書等 |

5. 提出方法

(1) ポータル通知に記載の URL (<https://forms.office.com/r/OvflFDFkbb>) または入力用 QR コードにて「成蹊大学給付奨学金（緊急給付）・成蹊大学院奨学金（緊急給付）」のフォームを入力する。

※成蹊大学から学生に発行されているアカウントでの Office365 サインインが必要です。

<入力用 QR コード>



(2) 振込口座情報の入力や必要書類データのアップロードが必要になります。あらかじめ手元に必要な書類を用意し、スマートフォンなどで写真を撮りながらアップロードするか、パソコンに写真またはスキャンデータを保存しておき、該当の質問の箇所にアップロードしてください。

※画像が見にくく不備となる場合があるため、スキャンデータでのアップロードを推奨します。

(3) フォームの質問内容は「申請フォーム下書き用紙」(Word版、PDF版)のとおりですので、事前に回答を準備し、入力を行うようにしてください。入力された内容に申請不備、照会事項がある場合のみ、学生部より SEIKEI PORTAL を通じて連絡しますので指示に従ってください。

(4) 提出書類のスキャン・写真を撮る際は書類全体が見えるように、またズームしても字のぼやけ等がないように撮影してください。(「アップロードする提出書類の例」をご参照ください。)

## 6. 入力期限

**2021年 12月22日(水) 24:00まで(厳守)**

※期限以降の申請は受け付けません。

## 7. その他

- ・本制度は、政府で実施が決定された困窮学生への緊急給付(以下「政府による緊急給付」)とは関係ありません。政府による緊急給付は現在のところ制度概要が示されておりませんので、文部科学省より詳細が示され、学生への募集条件が整備出来次第の募集開始となります(時期未定)。政府による緊急給付については改めて SEIKEI PORTAL を通じて情報提供・募集しますので、それまでお待ちください。詳細・時期も決定していないため、政府による緊急給付については問い合わせいただいても応じかねますのでご了承ください。
- ・納付金未納の場合は、奨学金の振込を行うことができない場合があります。
- ・定年退職等、新型コロナウイルス感染症の影響以外での減収は本制度の対象となりませんのをご了承ください。

以 上